



都市地下空間活用研究会

Urban Underground Space Center of Japan

USJ NEWS LETTER

令和2 (2020) 年5月 No.2

都市開発との連携分科会の紹介

去る4月28日、企画運営小委員会がメール審議で開催され、調査研究部会の3つの分科会から活動報告と計画の紹介がありました。今回はこのうち「都市開発との連携分科会」の報告をご紹介します。

なお、「大阪分科会」は昨年のニュースレターNo.14でご紹介しました。「地下利活用検討分科会」については次号以降でご報告いたします。

分科会への入会は随時可能ですので、事務局までご連絡ください。

地下利用マスタープランに関する調査

1. 活動体制

当分科会は八重洲・京橋・日本橋地区分科会を継承して、令和元年7月に発足し、座長には埼玉大学 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門 教授 久保田 尚先生に就いていただきました。会員13社（延16名）、オブザーバー1社。また、国交省からは都市局 都市計画課 施設計画調整官、同 街路交通施設課 街路事業調整官、並びに東京都からは都市整備局 都市基盤部 交通企画課長がそれぞれオブザーバーとして参加いただきスタートしました。分科会は三菱地所、東京ガス、鹿島建設の3社を幹事に選び、幹事会オブザーバーに計量計画研究所がついて運営に当たっています。

2. 活動経緯

令和元年度の活動経緯は以下のとおりです。

日 時	会 議 名	場 所
2019年（令和元年）		
7月 3日（水）10:30～12:00	令和元年度第1回分科会	国際建設技術協会 会議室
8月 5日（月）13:00～14:00	幹事会第1回	（一財）都市みらい推進機構
9月27日（金）16:00～17:00	幹事会第2回	三菱地所 会議室
10月31日（木）10:00～11:00	大丸有事例ヒアリング	三菱地所 会議室
11月28日（木）10:00～11:00	渋谷駅事例ヒアリング	渋谷区役所
12月16日（月）10:30～12:00	幹事会第3回	（一財）都市みらい推進機構
2020年（令和2年）		
1月22日（水）15:00～17:00	令和元年度第2回分科会	国際建設技術協会 会議室
3月 4日（水）15:30～17:00	幹事会第4回	（一財）都市みらい推進機構

3. 活動結果

1) 調査目的

都市の地下利用が盛んに行われるようになった今日、個別段階的に地下空間の整備が行われてきたために、小さな問題ではあっても見過ごせない不自由な障害がいくつも起こりつつあります。

これらの問題を事前に予見し、都市の地下利用をより良い方向へと、すなわち必要とされる機能が期待した通り発揮されるように導くため、調整の技術的体系のひとつとして地下利用マスタープランを取り上げ、その必要性、有用性を調査し、その策定と適切な運用について提言することを目的としています。

2) 調査内容、並びにスケジュール

調査は、①地下利用マスタープランの事例調査、②地下マスタープラン策定の試行、③地下マスタープランの有用性とそのあり方、の3項目とし、期間2か年を予定しました。また、最終成果としては地下利用マスタープランの有用性に関する提言、並びに地下利用マスタープラン策定のガイドラインを目標としました。

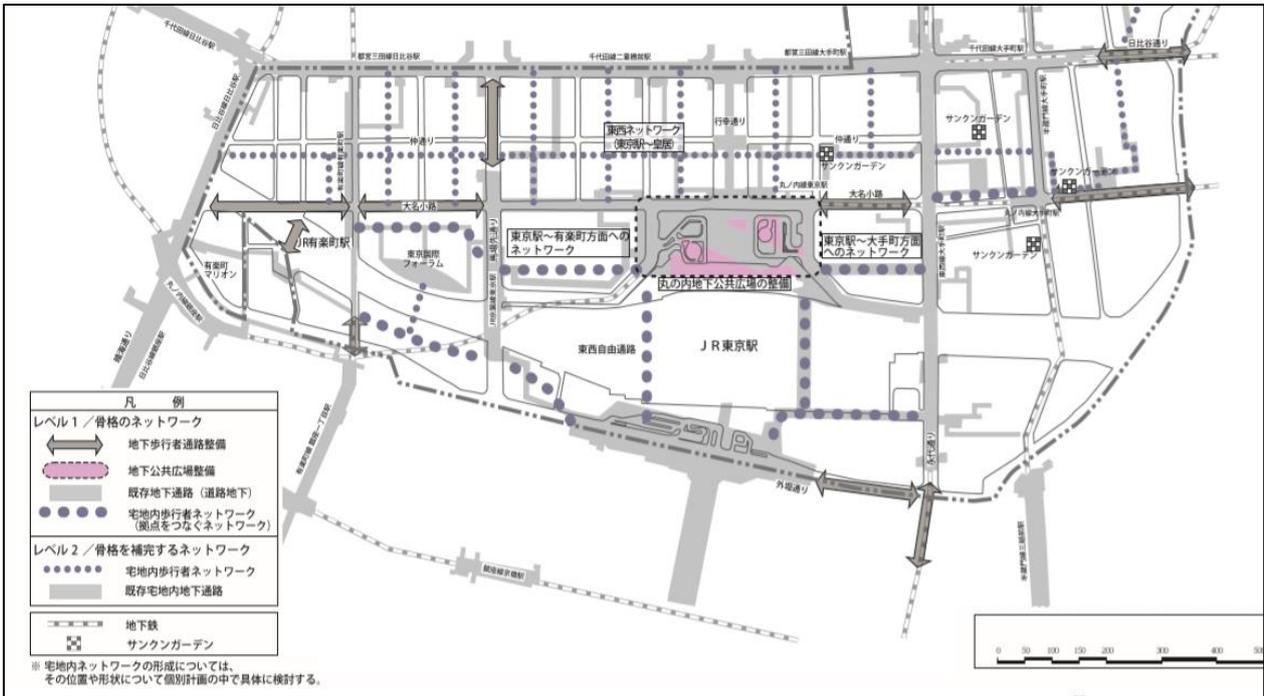
調査内容		2019		2020			2021	
		7	10	1	4	7	10	1
2.1	地下利用マスタープランの事例調査	■						
2.2	地下マスタープラン策定の試行			■				
2.3	地下マスタープランの有用性とそのあり方						■	
全体会(年2回程度)		▲		▲		▲		▲
幹事会(年4回程度)		△	△	△	△	△	△	△

3) 調査の現況、並びに結果

地下利用マスタープランの事例調査は、これまで東京駅大丸有地区では「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2014」に関して、渋谷駅地区では「渋谷駅中心地区基盤整備方針」に関して、それぞれの担当窓口にてヒアリングを実施し、現在新宿駅地区に関して「新宿の拠点再整備方針～新宿グランドターミナルの一体的な再編に向けて～」に関するヒアリングを準備しています。また、海外事例ではフィンランド・ヘルシンキの「地下マスタープラン」に関する文献調査を進め、ヘルシンキ市当局への質問書を準備しています。

① 東京駅大丸有地区

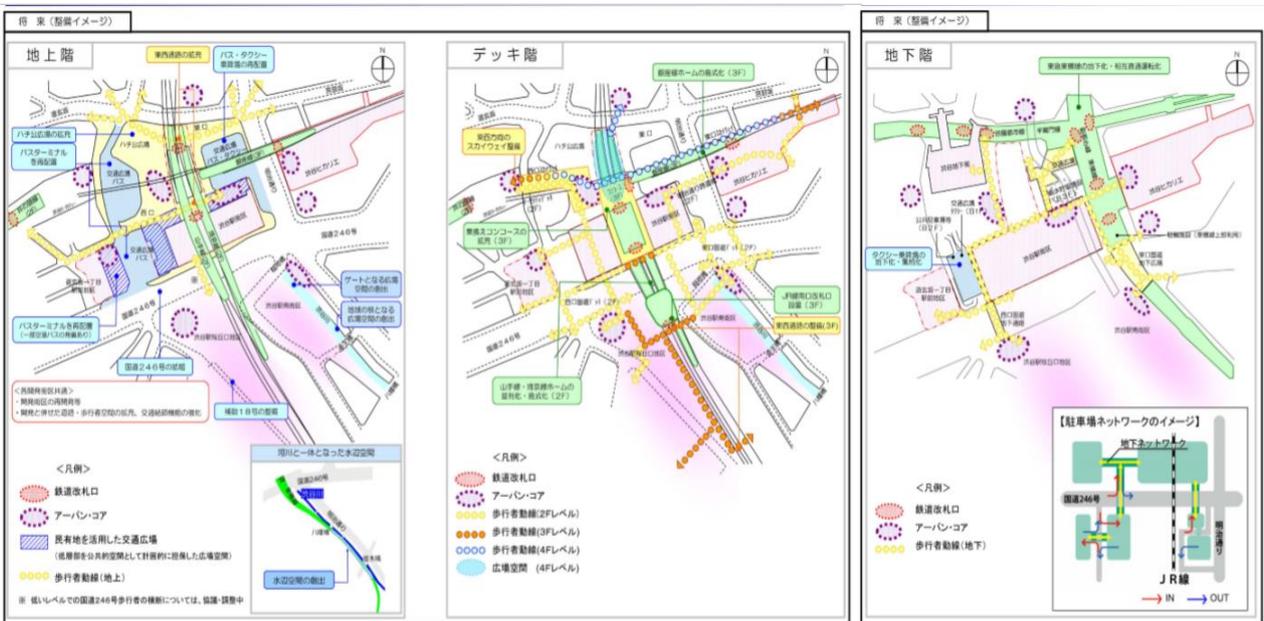
東京駅大丸有地区の地下には、地上の交差点の混雑緩和や利便性の高い歩行者通路を創出するため、地下鉄駅や地下通路を生かし、民地内も連結して地下歩行者ネットワークを形成していくことに狙いがありました。そこでガイドラインに基づき、駅(JR、地下鉄)と建物や外部・内部空地等を機能的に接続し、地上、地下の歩行者ネットワークを整備しながら、ゆとりと楽しさを感じる、アメニティあふれる歩行者空間を形成してきました。ガイドラインは開発の前提条件となり、自分たちもやらなければならないという共通認識を持つのに役立っていますが、法的拘束力は無くあくまでも紳士協定です。また、実際には実現が無理なこともガイドラインに入っていますが、インクリメンタルにこれを改定することでリスクを回避しています。



(出典)「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン 2014」

② 渋谷駅中心地区

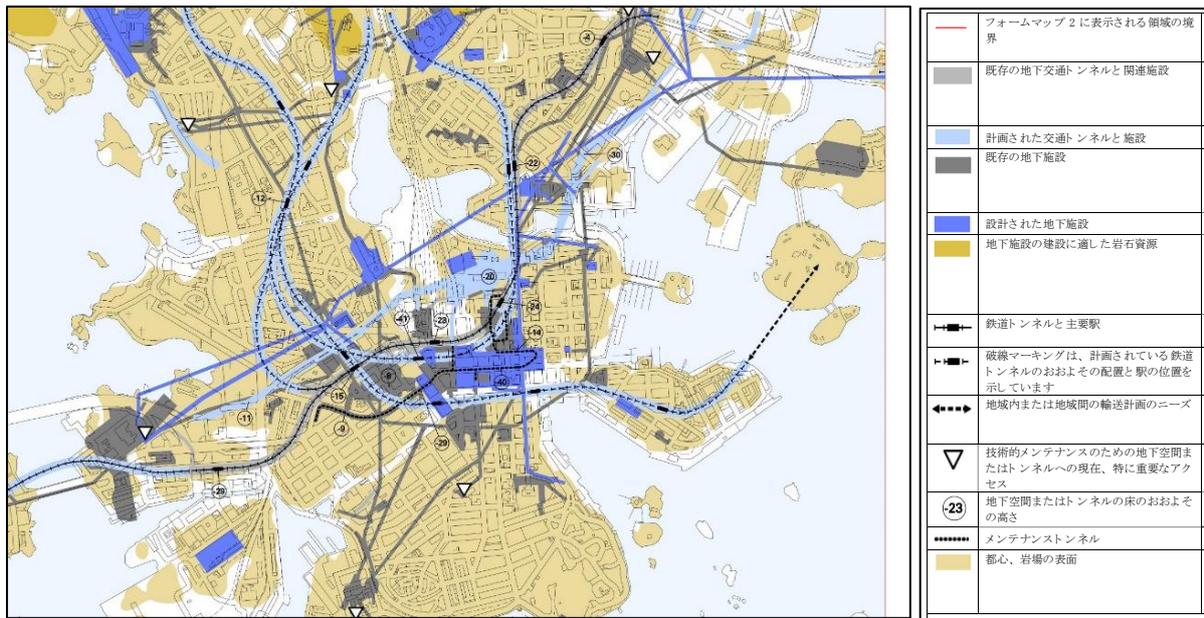
渋谷駅周辺は、個別の多様なプロジェクトの集まりで、事業者も事業時期も異なる特徴があり、このためにもガイドラインや指針が必要でした。また、多層な都市基盤やまちをつなぎ、地下・デッキから地上へ人を誘導する“アーバン・コア”の整備に特色があります。地下という観点からいえば、特に交通結節機能の再編・強化のうち、鉄道駅部から乗降客を地上にスムーズに流す機能を重要視しています。しかし、ガイドライン、指針、整備方針とも法的拘束力はなく、渋谷区にとっては行政的な目標としての役割があり、事業者には特区制度において公共貢献が期待される中、その際これらの指針等を参照することで、結果的に効力が働きインセンティブになるとみられています。



(出典)「渋谷駅中心地区基盤整備方針」

③ ヘルシンキ

ヘルシンキでは都市の構造がより密になるにつれて、さまざまな目的に適した施設を地下に建設し、それらを相互に接続して、一貫した複合体を形成する必要性が高まっていました。そして、地下の計画と建設において、プロジェクトの調整が必要となり、地下マスタープランを2010年に策定しました。マスタープランは、ヘルシンキ中心部で1:10,000、その他の場所で1:20,000、輸送設備、緊急シェルター、スポーツ施設、水とエネルギーの供給設備、駐車場、保管施設、廃棄物管理施設など、さまざまな施設のスペース割り当てが示されています。マスタープランには、公共施設と重要な民間施設のために指定されたスペースを確保し、また、地下工事を管理および制御するためのフレームワークを提供し、適切な場所を割り当てる役割があります。そして、最大の特徴はヘルシンキの地下マスタープランには法的地位があり、地主と当局はそれを順守する義務があると文献で紹介されています。



(出典)フィンランド・ヘルシンキ市「Underground Master Plan of Helsinki」

④ 地下利用マスタープランに関する文献

2002年に、大阪分科会主査の立命館大学 総合科学技術研究機構 上席研究員の村橋正武先生が、現在、奈良県県土マネジメント部 道路建設課に所属する片山喜生氏とともに、「地下における都市計画のあり方に関する研究」と題する研究論文を日本都市計画学会学術研究論文集に発表しました。この研究は当時の地下における都市計画の問題点を明らかにし、地下利用マスタープラン等の計画制度を試案として体系化し、地下における都市計画の在り方を考察しています。

大阪分科会は本年2月10日に、片山氏を招き講演会を開催し、東京からも事務局が参加して意見交換するとともに、3月4日の当分科会幹事会でこの内容が報告されました。今後、当分科会の提言取りまとめに際して検討の参考としていく方針です。

4. 今後の進め方

前年度の①地下利用マスタープランの事例調査に続き、令和2年度は②地下マスタープラン策定の試行、③地下マスタープランの有用性とそのあり方の提言を実施します。また、以上の検討を踏まえ、地下利用マスタープラン策定のガイドラインを提案することを目標に関係機関と調整、連携して活動する予定です。